

紀の川市人権施策基本方針

[第一次改定概要版]

一人権を尊重し、思いやり、たすけあい、

笑顔とあいさつで和を広めますー



平成28年（2016年）3月

紀 の 川 市

人権感覚に満ちあふれた社会の実現をめざして

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言に謳われ、日本国憲法に定められた「基本的人権の尊重」の精神に基づき、本市でもすべての人の人権が尊重される社会を目指し、平成 18 年度に策定した「紀の川市人権施策基本方針」に沿って、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題の解決に向け、家庭、学校、地域社会、及び企業における人権教育・啓発活動に取り組んでまいりました。

しかし、近年ではインターネット上での人権侵害、職場でのハラスメント、大災害時における人権問題、環境と人権問題など社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題が生まれ、取り組みはますます複雑、多様化しています。

このような中、これまで取り組んできた人権施策の成果と今後の課題を見極めることを目的に実施した「人権に関する市民意識調査」結果の反映と、新たな法令の施行や諸計画の実施を踏まえ、さまざまな行政分野における人権課題の解消に向け、人権施策を総合的に推進するための指針となる基本方針の改定を行いました。

今回の改定に基づき、私たち一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を喚起し、真に人権感覚に満ちあふれた社会の実現に向けて取り組んでまいります。

人権尊重のまちづくりの基本理念

**<基本理念> 人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、
平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、
人権感覚に満ちあふれた社会の実現**

紀の川市民は人権について、世界人権宣言の理念及び日本国憲法に定められた「基本的人権の尊重」の精神に基づき、「基本的人権の尊重と真に自由で明るく差別のない社会の確立」を目指してきました。

また、「紀の川市民憲章」や「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」の目的を実現していくためには、家庭・学校・地域・職場等、生涯を通じて社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりに寄与するよう、総合的な施策の推進が求められています。

そして、市民一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権尊重を念頭に置き、自らの人権を行使すべきであるとの自覚を促す必要があります。

このような認識に立ち、この基本理念に基づいた人権に対する総合的な取組を市民との協働と連携により推進します。

人権施策の目指すべき方向性

基本理念を実現していくために、次の3つを目指すべき方向性の基準として人権施策を展開し、地域全体で人権尊重のまちづくりを推進します。

個人の尊厳の尊重

人権の平等性の保障

多文化共生社会の形成

人権教育・啓発の推進

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」で、その実現のためには、生涯学習の視点に立ち、幼児期から発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とを相互に連携し、活動を推進することが重要です。

また、**人権啓発**は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮し、人権侵害の生じない社会の実現を図っていくことを目的としています。

1. 人権教育・啓発の基本的な考え方

家庭・学校・地域・職場等、社会全体で人権教育・啓発活動を実施できるよう、市民の参加と実践の中、市民・事業者・行政との協働と連携により、さまざまな手法を取り入れながら、次の5つの考え方に基づき、総合的な人権施策の推進に努めます。

- ①人権教育・啓発を基本とした人権尊重のまちづくり
- ②時代により変化する人権課題、市民・事業者・行政との協働と連携による地域づくり
- ③多様性を認め、個性と能力を発揮できる環境づくり
- ④人権課題へ取り組む、自律した人づくり
- ⑤成長過程に応じた環境づくり

2. 人権教育・啓発目標

人権教育・啓発は市民一人ひとりの人権意識の高揚を目標とします。その際に、次の4つの視点に留意して施策を推進します。

- ①人権の基本理念に対する認識を深める
- ②人権が共存する社会の実現を図る
- ③他者の身になって考え、行動できる態度を身につける
- ④一人ひとりが自発的に学ぶ

3. 人権教育の基本的な取組

①家庭における人権教育の支援

家庭は、人間形成を図るうえで重要な役割を果たす場です。とりわけ、乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていくうえで重要な時期です。子ども一人ひとりがかげがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。

②就学前・学校における人権教育

幼稚園・保育所においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じることや互いを大切に思う気持ちを育んでいくことを基本とした人権教育を進めます。

小・中学校から高等学校においては、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育を進め、さらに、人権に関わるスキル（技能）を身につける教育ができるよう取組を推進します。

③社会教育としての人権教育

市民一人ひとりが、さまざまな学習機会を通して、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に実現していくことができるよう支援します。また、子どもが誤った認識や偏見・差別意識をもつことがないよう、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活に生かしていけるよう支援します。

4. 人権啓発の基本的な取組

人権啓発は、全ての人の人権が尊重され、明るく住みよい地域社会を実現するために、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活や社会生活において、これらの認識が態度や行動に確実に根付くことを目的としています。

さまざまな手法の人権啓発により、人権が尊重される社会を目指す人権施策の取組として、市民の理解と共感を得られるよう、次の2つの視点から人権啓発を推進します。

①市民全般を対象とした人権啓発

人権啓発の現状と課題や基本目標を踏まえ、市民全般を対象とした人権意識の高揚が図られるよう、それぞれの対象者に応じて分かりやすい事例を用いる方法や、参加者が気軽に自主的に参加できるような方法による取組を推進します。

②企業等への人権啓発

企業等には、雇用や昇進、個人情報の保護など、人権尊重の企業姿勢が求められる中、特に地域社会への影響力が大きい企業については、職場環境の改善や人権尊重の視点に立った自主的な活動を促す取組を推進します。

5. 人権に関わりの深い特定職業従事者の人権研修

市職員・就学前教育関係者・学校教育関係者・社会教育関係者・消防職員や医療・福祉関係者・市議会議員などの職業に従事する者は特に、人権行政の担い手として自覚し、人権侵害に気づける感性と差別をなくす実践力を身につけ、職務を遂行するよう求められています。また、それぞれの職場で行われる研修の充実を図れるよう情報提供等を支援します。

相談・支援・救済の推進

市は、市民の人権を守り、回復するために国、県などの関係機関との密接な連携を図りながら、人権擁護体制の充実に向けた施策を展開します。

1. 相談・支援・救済体制の充実・強化

①人権相談・支援体制の充実

人権相談において、的確な助言や指導ができるように、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、複雑、多様化する人権相談に対応するため、各種人権団体等のネットワークの構築を検討します。

②救済体制の整備

人権侵害に対する被害者の救済については、各課相談窓口において、緊急を要する避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障がいのある人など、国や県、NPO等の民間支援団体などと、密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

2. 擁護・保護機能の充実

①権利擁護システムとの連携

高齢者や障がいのある人など、人権上配慮が必要な人が守られ、安心して地域生活がおくられるように、高齢者虐待防止ネットワークの活用や成年後見制度など権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、人権擁護機関との連携を図り、権利擁護を推進します。

②さまざまな人権課題への支援

疾病にかかっている人などの人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現するために、関係機関と連携しながら、地域支援対策等を推進します。

分野別人権施策の基本方針

環境と人権

地球温暖化に伴う環境変化が、人々の生活に与える影響や自然災害や人災、環境汚染など、さまざまな影響から人権問題に結びつくことがあることから、適切な情報提供を行い、人権問題とならないよう啓発に努めます。

情報化社会における人権

インターネット等の利用者が適正な情報の収集・発信・活用における責任や情報モラルをもつことができるよう、人権教育やモラル意識向上の啓発に努めます。

働く人の人権

男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの予防・解決に向けた環境整備の取組を推進します。

災害と人権

本市の防災計画等に、災害時の女性や高齢者、障がいのある人など災害時要援護者に配慮した避難所設置・配置・運営等を明記し、災害時においても人権尊重の視点に立った取組が行われるように、防災訓練等の実施の機会を通して市民への周知に努めます。

同和問題

同和問題は、元来何のちがひもない、同じ人間を偏見や差別意識により、不合理な形で、基本的人権及び自由が侵害され続けてきた人権問題です。

特に、残された課題が心理的な要因によるところが大きいことに鑑み、家庭・学校・地域・職場など地域社会が一体となって、同和問題に対する認識を深めるとともに、差別を許さない、残さないという社会意識の構築が最も重要という視点に立ち、今後も一層、人権教育・啓発に取り組んでいくことで、差別意識の解消を目指します。

女性の人権

「紀の川市男女共同参画推進プラン～きのかわ ハートフル プラン～」のもと、男女共同参画や人権の啓発などを進めるとともに、働く場や家庭における男女共同参画、政策方針決定過程への女性の参画の取組を推進します。

女性に対する精神的、身体的暴力行為は、表面に出にくい問題であるため、地域全体で根絶に向けた取組と気軽に相談できる体制の充実を目指します。また、人権侵害の事象が発生した場合の迅速な擁護など支援体制を強化します。

障がいのある人の人権

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も地域社会の一員として、ともに生活できる社会の実現に向けた施策を推進します。

そのために、地域や日常生活における「物理的なバリアフリー化」とともに障がいのある人に対する差別や偏見などをなくす「心のバリアフリー化」を進めます。

また、障がいのある人の社会参加と自立を図るために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、及び教育の充実、雇用・就労対策を推進します。

子どもの人権

「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を実現していくため、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携しながら、子どもの夢や未来を応援する施策を推進します。

いじめ問題への取組として、家庭・学校・地域及び関係機関と連携し、いじめから子どもたちを守る体制づくりの充実を図るとともに、早期発見、相談できる体制の充実や学校におけるいじめをなくす取組を、地域ぐるみで支援する体制の強化を図ります。

高齢者の人権

「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現していくため、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

そのためにも、高齢者一人ひとりが、生涯にわたって、住み慣れた地域で自分にあった暮らしの中、心豊かに生きがいをもって地域や周りの人と関わりをもちながら、安心して暮らし続けられる生活が送れるよう支援や取組を推進します。

外国人の人権

国籍や民族に関わらず、外国人も地域に暮らす市民のひとりとして、偏見や差別のない地域社会を築いていくためには、一人ひとりが、外国人のもつ文化や宗教、生活習慣などの違いを理解し、これを尊重していくため、市民に諸外国の歴史や文化、生活習慣などについての紹介などを通して、在住する外国人がいきいきと暮らすことができる共生社会づくりを目指します。

HIV(エイズウイルス)感染者やハンセン病回復者、難病などの患者の人権

ハンセン病やHIV感染症、難病等については、発生の予防と患者や家族の人権尊重を基本とし、一人ひとりが安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、適切な治療が受けられるように支援していくとともに、ハンセン病やHIV感染症、難病等に対する偏見や差別をなくす正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と患者や家族への人権相談などの支援体制の整備に努めます。

犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者とその家族の人権擁護に資する啓発活動を推進するとともに、それらを支援するNPO等民間団体の活動支援に努めます。

さまざまな人権

刑を終えて出所した人の人権、性同一性障がい者の人権、同性愛者などの性的指向の人の人権、自死遺族の人の人権、アイヌの人々の人権、ホームレスの人権、ひとり親世帯への偏見や差別、婚外子（非嫡出子）やその母親、児童福祉施設等出身者に対する偏見や差別、社会的ひきこもりの問題などさまざまな人権問題があります。

このような、さまざまな人権問題に対して、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

人権施策の推進体制づくり

人権教育・啓発を推進するため、各部署が責任をもって主体的に取り組んでいきます。個別対応では課題の解決が図れない事態等に対しては、関連各部署が連携して取り組んでいく必要があります。さらなる庁内体制の充実を図ります。

＜主な庁内委員会＞

- ・紀の川市人権問題処理委員会（人権侵害に関する事項）
- ・紀の川市庁内人権推進検討委員会（人権施策の推進・啓発に関する事項）

本計画の進捗状況については、「紀の川市人権施策推進懇話会」に報告を行い、PDCAサイクルにより計画を適切に推進します。

社会全体での取組体制づくり

①人権施策を推進する地域ネットワークの形成

人権問題は、地域社会全体の課題であり、行政だけの施策で解決することは困難であり、地域社会と行政が協働して取り組むことが重要です。

本市では、市民代表や学識経験者などで構成された「紀の川市人権委員会」を組織し、人権行政を市民の視点で進めています。その他、人権擁護委員会、民生委員・児童委員連絡協議会、保護司会などさまざまな市民団体や地域組織があり、人権教育・啓発に取り組んでいます。

人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しながら、連携し、有機的な結びつきを深め、地域のネットワーク形成を強化します。

②人権擁護のためのセーフティネットの構築

庁内の相談窓口から関連各部署まで一体となった迅速な連絡・対応体制と、さらに、国・県など関係機関との連携体制の強化・充実を図ることで、実際の人権侵害の事象に対して速やかに権利を回復する人権擁護のためのセーフティネットの構築を推進します。



紀の川市キャラクター 紀の川ぶるぶる娘



紀の川市人権施策基本方針〔第一次改定概要版〕
(平成28年3月)

発行：紀の川市

編集：紀の川市市民部人権啓発推進課

〒649-6492

和歌山県紀の川市西大井338番地

T E L: 0736-77-2511 (代表)

F A X: 0736-77-4910

E-mail: k050300-001@city.kinokawa.lg.jp

<http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

紀の川市の市章は、「紀」の文字をシンボライズし、自然の豊かさに包まれた快適な都市をデザインしています。
市を象徴する「紀の川」の流れや澄んだ空気をイメージしたブルーを基調に、中心から交流の輪が広がる様子を描いています。



市の鳥 うぐいす



市の花 もも



市の木 きんもくせい